

あなたの心を豊かに 「ユーライツセミナー」

時・内・講▽11月8日(水)

「子供の貧困の現状とこれから」
NPO法人大阪子ども貧困ア
クショングループ代表・徳丸ゆき子氏
▽11月15日(水)「LGBTについて
知ってますか？」大久保暁氏
▽11月22日(水)「子どもの健やかな成
長のために、親ができること」
守口市教育センター教育専門相談
員・小松友子氏

▽11月29日(水)「発達障がい等、配慮
を要する子どもの支援 大阪府立守
口市支援学校指導教諭・瀧本一夫氏
いずれも午前10時30分～正午

場 市役所1階会議室103
定 各講座先着50人
備 手話通訳あり(各講座の7日前まで
に要予約)

申・同学校教育課

TEL 06・69995・3151

申・同人権室

TEL 06・69992・1512

特設行政相談所を開設

10月16日(月)～22日(日)は「行政相談
週間」

毎日の暮らしの中で、国の仕事や手
続きについて「困った」「納得できない」
「もっと詳しく知りたい」などの相談に
とはありませんか。

市税は納期限内に納めましょう

固定資産税・都市計画税の第3期分
までと個人市民税・府民税(普通徴収
分)の第2期分まで、および軽自動車
税を納めていない人は、至急納付して
ください。納期限までに納付がない場
合、納付されるまでの期間に応じて延
滞金が増加されます。

また、10月31日(火)は、個人市民税・
府民税(普通徴収分)の第3期分の納期
限です。

納期限までに近くの金融機関やコン
ビニエンスストアなどで納付をお願い
します。なお、口座振替(自動払込)を
利用している人は、預金残高を確認し
てください。

納付できる資金があるにもかかわらず
納付が無い場合、財産(不動産・預金・
給与など)に対し差し押さえ、公売な
どを行っていくので、納期限内での納
付を必ずお願いします。

病気や失業などの理由で納付が困難
な場合は、納期限までに連絡してくだ
さい。

問 納税課

TEL 06・69992・1852～1855

4

固定資産税減額

住宅バリアフリー改修家屋

新築された日から10年以上を経過し
た住宅に、一定のバリアフリー改修を

「行政相談週間」中に、特設行政相談
所を開設します。気軽に相談してくだ
さい。

時 10月18日(水)午後1時30分～4時
場 市役所1階北エリア102号室

問 広報広聴課

TEL 06・69992・1353、1355

6

飯盛霊園だより～組合葬儀～

対 喪主または死亡者が守口市・門真・大
東・四條畷市民

内▽家族葬：12万円 祭壇、盛花、棺、
霊柩寝台車など、家族だけでお見送
りする葬儀

▽標準葬：26万円 祭壇、盛花、棺、
霊柩寝台車以外に、門前飾、受付テ
ント、遺影写真、式事執行係員など、
一般の会葬者も想定した従前からの

葬儀

申 指定業者(パンフレット記載)

備 詳しくはコミュニティ推進課窓口
にて配布しているパンフレットをご覧
いただくか、同組合へ問い合わせく
ださい。

TEL 0743・78・1195

マイナンバーカード

出張申請窓口を開設

各コミュニティセンターでマイナン
バーカードの申請補助を実施します。
出張申請窓口では、申請用の写真を無
料で撮影し、申請書の記載補助を行
います。

マイナンバーカードを作成すると、
住民票などの証明書類がコンビニエ
ンストアで取得できるようになります
(一部利用できない店舗もあります)。
この機会に、ぜひマイナンバーカード

行政相談委員

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した
民間の有識者です。皆さんの身近な相談
相手として、国の仕事に関する苦情など
の相談を受け付け、助言や関係行政機関
に対する通知などを行っています。

市では、毎月第4火曜日10:00～
12:00に市役所で行政相談を行って
います。相談無料、秘密は堅く守られます。

注 相談は前日までに要予約

問 広報広聴課

TEL 06-6992-1353, 1356

また、各委員の自宅でも相談を受け付
けています。守口の行政相談委員は下表
のとおりです。

氏名	住所	電話(06)
河野順子	大久保町4-25-8	6901-5985
讃岐信子	長池町1-1	6997-1023
塚本公春	八雲中町1-1-24	6908-6421
山崎 勉	南寺方中通2-2-21	6991-7513

行った場合には、改修工事(平成30年
3月31日までの工事が対象が行われ
た翌年の1月1日を賦課期日とする年
度分の固定資産税が、3分の1減額さ
れます。

注 減額措置の対象床面積は100㎡まで
で、貸家は対象外

減額措置を受けるには、バリアフ
リー改修を行った住宅に、65歳以上の
人、要介護認定または要支援認定を受
けている人、障害のある人が居住して
いることが条件です。

改修工事の要件

自治体からの補助金や介護保険から
の給付を除く工事費の合計金額が50万
円以上で、次の工事に該当するものが
減額措置対象です。

- ①廊下の拡幅②階段のこう配緩和③浴
室改良④便所改良⑤手すり取り付け
- ⑥床の段差解消⑦引き戸への取り替え
- ⑧床表面の滑り止め化

申請の手続き

改修工事終了後3カ月以内に、次の
書類と、固定資産税の減額申請書(課
税課にあり)を提出してください。

- ▽納税義務者などの住民票の写し(市
内在住者は不要)
- ▽工事明細書および領収書など
- ◎65歳以上の人が居住していることが
確認できるもの(健康保険証などの
写し)

い存じですか

固定資産税・都市計画税

土地の評価額を求める場合に用いる
地積(課税地積)は、原則として賦課期
日(毎年1月1日)現在における登記簿
上の地積によります。

「測量したところ実際の地積は登記
地積と異なっていた」という場合は、
速やかに法務局で地積更正の登記をし
てください。1月1日までに登記した
場合には翌年度から、1月2日以降に
登記した場合には翌々年度から固定資
産税に反映されます。

問 課税課資産税担当

TEL 06・69992・1474

保険料を滞納する

期限までに納付がない場合は、督促
状が発送されます。それに伴い督促手
数料が発生する他、延滞日数に応じて
延滞金も加算されます。

通常の保険証に代わり有効期限の短
い「短期被保険者証」が交付されます。

を申請してください。

時 10月26日(木)午前11時～午後3時

場 西部コミュニティセンター講義室

持 マイナンバーの通知カード、本人確
認書類(免許証・保険証など)、認印

問 総合窓口課

TEL 06・69992・1525

公的年金等受給者の

扶養親族等申告書

公的年金等受給者のうち所得税の課
税対象となる人には、公的年金支払者
(日本年金機構、各共済組合など)から
「公的年金等の受給者の扶養親族等申
告書」が順次送られていきますので、扶
養状況などの必要事項を記入し、年金
支払者へ提出してください。

注 年金収入のみの方は、原則この申告
書の内容が源泉徴収される所得税や
個人市民税・府民税に反映されます。

問 課税課市民税担当

TEL 06・69992・1456

市税の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・
失業などで市税を納付できない人は利
用してください。

休日 10月22日(日)午前9時～午後1
時

場 納税課

TEL 06・69992・1852～1855

4

さらに長期にわたり納付相談などがな
い場合は、保険証を返還してもらい、
医療費を全額負担する「資格証明書」を
交付する場合があります。

また、財産の差押えなどの法的措置
を行う場合があります。

現在、納期限までに納付している人
との公平性・公正性を保つため、法令
に基づき差押処分をより一層強化して
います。

保険料の滞納がある場合は、早めに
相談してください。

問 保険収納課

TEL 06・69992・1537

夜間・休日納付相談日

国民健康保険料・後期高齢者医療保
料

▽夜間 10月23日(月)・24日(火)・26日
(木)・27日(金)

▽休日 10月29日(日)

いずれも午後8時まで

場 保険収納課、保険課

TEL 06・69992・1537、154

5

